

島原本広第299号
2021年9月15日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野立夫

島根原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可について

標記について、平成25年12月25日付で原子力規制委員会に島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可の申請（2021年5月10日付、2021年6月14日付、2021年6月17日付および2021年9月6日付で一部補正）を行っておりましたが、本日、原子力規制委員会より許可をいただきましたので、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第8条第1項（1）に基づき添付のとおりご連絡いたします。

添付資料

島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉施設の変更）について

以上



原規規発第2109152号
令和3年9月15日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 殿

原子力規制委員会

島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉
施設の変更）について

平成25年12月25日付け電安炉技第14号（令和3年5月10日付け電
安炉技第1号、令和3年6月14日付け電安炉技第7号、令和3年6月17日付
け電安炉技第8号及び令和3年9月6日付け電安炉技第16号をもって一部補
正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1
項の規定に基づき、許可します。